

Title	〔商法 四〇二〕 従業員を被保険者とする生命保険契約により会社が受領した死亡保険金につき遺族の会社に対する引渡請求が棄却された事例
Sub Title	
Author	堀井, 智明(Horii, Tomoaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.7 (2000. 7) ,p.77- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000728-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

従業員を被保険者とする生命保険契約により
会社が受領した死亡保険金につき遺族の会社
〔商法 四〇二〕
に対する引渡請求が棄却された事例

（平成一〇年三月二十四日 東京地裁民事第二五部判決
平成九年（ワ）第五七七二号保険金引渡請求事件、請求棄却（控訴）、
金融・商事判例一〇四七号三四頁）

〔判事事項〕

会社の従業員を被保険者とし、会社を保険金受取人とする定期保険特約付終身保険契約については、これが公序良俗違反であるとか、死亡保険金の受取人が従業員の遺族であると解することができず、会社と従業員との間で死亡保険金の全部または一部を従業員の遺族に支払う旨の合意が成立したとは認めがたいから、遺族は会社に死亡保険金の引渡を請求することができない。

〔参照条文〕

民法九〇条・七〇三条、商法六七四条一項。

〔事実〕

被告Y株式会社は平成六年八月一日、訴外A生命保険会社との間で、Y会社の従業員訴外Bを被保険者とし、死亡保険金を三〇〇〇万円とする定期保険特約付終身保険契約（以下、本件契約とする。）を締結した。その際Bは、Y会社が自らを被保険者として本件契約を締結することを承諾した。その後、Bは平成八年九月一二日、癌のため死亡した。そしてY会社は同月末日ごろ、Aから本件契約に基づく死亡保険金として、二九八万八二九四円の支払を受けた（以下、本件保険金とする）。そこで、Bの遺族である

原告 X_1 (B の妻)、 X_2 、 X_3 (B の子) らは、Y 会社に対して、本件保険金額に相当する合計二五〇〇万円 (内訳は X_1 が一五〇〇万円、 X_2 、 X_3 がそれぞれ五〇〇万円) を引き渡すよう、訴えを提起した。なお Y 会社は B の死亡後、X らに対し、B の退職金として七〇〇万円を支払っている。

本件の争点は、会社自らが保険契約者兼保険金受取人となり、その従業員を被保険者として締結した生命保険契約において、従業員が死亡して会社が死亡保険金を受領した場合、従業員の遺族は会社に対して、その死亡保険金 (に相当する金額) を請求することができるか否か、である。

X は、第一に、本件契約締結の際、B と Y 会社との間で、B の死亡した場合に支払われる保険金の全部又は一部に相当する額を B の相続人に支払う旨の合意が成立した、と主張し、第二に、本件契約の趣旨は Y 会社の従業員の福利厚生にあることに照らせば、本件契約上の死亡保険金の最終受取人は B の相続人である、と解すべきであり、Y 会社は X に対し、本件保険金の全部または一部に相当する額を支払うべき義務を負う、と主張し、第三に、商法六七四条一項本文が、契約締結者以外の第三者を被保険者として生命保険契約を締結する際に、被保険者の同意を要求している趣旨は、賭博保険の禁止及び被保険者の人格権の尊重にあ

るとされているが、本件契約が本件保険金を Y 会社に帰属させる趣旨で締結されたとすれば前記商法の規定の趣旨に著しく反し、公序良俗に反する無効な契約であって、Y 会社による本件保険金の受領は不当利得に該当する、と主張した。

〔判 旨〕 請求棄却

一 「B と Y 会社との間での、本件保険金の支払についての合意の存否について」……本件全証拠によるも、右合意の成立の事実を認めるに足りる証拠はな「く、また〔証拠略〕及び弁論の全趣旨によれば、Y 会社は従業員の業務中における事故に備え、損害賠償の支払原資を確保するために本件契約を締結したことが認められ、右事実によれば、本件契約に基づく死亡保険金は、Y 会社が受領した後、事故の態様や従業員の損害に応じて損害賠償の支払に供されることが予定されていたというべきであるから、Y 会社と B との間で、Y 会社が、B の死亡時にその死亡の原因を問わず、当然に死亡保険金の全部又は一部に相当する額を B の相続人に対して支払う旨の合意が成立したとは認めがた「い。」

二 「本件契約上の保険金受取人の解釈について」……証

拠によれば、本件契約上、保険金の受取人がY会社と定められていることは明らかであるし、前記のとおり、Y会社は従業員の業務中における事故に備え、損害賠償の支払原資を確保するために本件契約を締結したものであることに照らせば、本件契約上、死亡保険金の受取人がXであると解することはできず、Xの前記主張は理由がない。」

三 「本件契約の公序良俗違反の有無について」……右商法の規定（商法六七四条一項本文Ⅱ筆者注）は保険契約者以外の第三者を被保険者とする生命保険契約の効力発生要件として、被保険者の同意を要求するものにすぎず、保険金が最終的に誰に帰属すべきかについて、契約当事者を拘束する趣旨に出るものではないことは明らかであるから、右規定を根拠に、本件契約が公序良俗に反するものということとはできない。なお、前記の通り、Y会社は従業員の業務中の事故に伴う損害賠償の支払原資の確保のため本件契約を締結したものであるから、本件のように、従業員が病気のため死亡した場合に被告が受領した死亡保険金を保有することは、本件契約締結の目的に照らすと、被告が予想外の利益を享受する結果となることは否めない。しかしながら、右のような結果は、本件契約の締結に伴う当然の結果であると言わざるを得ず、本件契約が公序良俗に反する

と解すべき根拠になるものとは言えない。」

〔研究〕判旨に賛成。

一 近年、会社等事業者が保険契約者兼保険金受取人となり、その従業員を被保険者とした、いわゆる「他人の生命の保険契約」が締結され、従業員が死亡し、会社が保険金を取得した場合において、死亡した従業員の遺族が会社に對して、死亡保険金の支払を求めて訴訟を起す例が急増している。そして、そのほとんどの裁判例は、結論として原告の請求を認容している。原告の請求が棄却された例としては、平成九年三月二四日静岡地裁浜松支部判決（判例時報一六一号一二七頁）があるが、同事例は商法六七四条一項本文で定められた、「他人の生命の保険契約」の効力発生要件たる被保険者の同意がなく、保険契約自体が無効であるがゆえに、請求が棄却されたものであったのに対し、本件は、被保険者の同意はあり、保険契約自体は有効であったにもかかわらず、原告の請求が全面的に棄却された初めての判決である。また、本件類似の事例においては、請求認容の根拠として一般に、保険契約締結の趣旨・目的が従業員の福利厚生にあることが強調され、学説においても会社と従業員との労使関係に鑑み、「弱者保護」の観点

から、保険金の最終的な帰属は従業員の遺族にあるとする旨の見解(例えば、本間昭光・「団体定期保険の研究」北海学園大学経済学論集四二巻二号二五頁以下等)が多いのであるが、これらの判決・学説の傾向に対し、本件判決は、会社が従業員を被保険者として締結する保険契約の意義や商法六七四条一項本文の制度趣旨等について、商法上の見地から、解釈の原則を改めて明らかにした点、そしてそれに基づき、場合によっては会社が従業員の死亡によって支払われた保険金を全額取得することも肯定される、ということを判じた点において、注目に値する判決であるといえるよう。

二 本件の主たる争点は前述のとおり、会社が従業員を被保険者とし、且つその従業員の同意を得て締結した生命保険契約において、会社が従業員の死亡によって支払われた保険金を取得した際に、従業員の遺族が会社に対して、保険金(あるいはそれに相当する金額)を請求することができるか否かであるが、これに対し、本件判決は被保険者である従業員の同意があれば、会社が自ら保険契約者兼保険金受取人として締結した生命保険契約は成立し、保険事故の発生により支払われた保険金は、保険契約の内容に従って保険金受取人である会社に一旦は確定的に帰属し、その

保険金が最終的に従業員の遺族に帰属するか否かは、被保険者である従業員と会社との間でなされる、会社がその保険金を従業員の相続人に支払う旨の合意の有無によって定まる、との判断基準を示している。そして本件判旨第一点は、まさにBとY会社との間で、かかる合意の有無についての事実認定を下している。すなわち本件契約に基づく本件保険金は、従業員の業務中における事故による損害賠償の支払原資に充てられることが予定されていたのであり、BとY会社との間で、Y会社がBの相続人に死亡保険金の全額又は一部を支払う旨の合意が認定されなかった故に、本件においては、XはY会社に対して保険金引渡請求権を有しない、としたのである。このような会社と従業員との間の保険金引渡の合意の有無、という判断基準は、本件と類似の事例を扱った近年の判決例においても、多く採用されているところである。

ただし本件類似の訴訟のほぼ全ては、会社がその従業員を一括して被保険者として、保険料を負担し、保険金受取人となるいわゆる「団体(定期)生命保険契約」であり、結論としては、ほぼ全ての判決例が契約締結の際に保険会社から差し入れられる「生命保険契約付保に関する規定」等から認定される保険契約締結の目的・趣旨や、その当時

の従業員と会社との、当該保険契約締結に際して必要な、従業員の同意を得るにあたっての諸般の事情から、会社と従業員との間で、会社が受け取った死亡保険金の使途は、死亡した従業員の死亡退職金や弔慰金に充てる旨の合意があったものと認定し、原告である従業員の相続人の請求の全部または一部を認容している。ただ、かかる合意を認定する根拠につき相違が見受けられるので、以下にそれを概観する。なお、判旨等に登場する人名等は、本件事例に則して、筆者が差し換えた。

(イ) 平成七年一月二四日名古屋地裁判決(判例時報一五三四号一三一頁)

(一)この事例は厳密にいうと「団体生命保険」ではないが、「付保規定」を差し入れる等、その他の事例と事実が酷似しているため、本稿では一括して検討する。

判旨「……『生命保険契約付保に関する規定』からは、……本件保険契約は主として従業員の福祉を目的としたものであると解することができる。……本件保険契約の締結に先立って作成された『生命保険契約付保に関する規定』と題する書面は他人の生命の保険契約締結に必要とされる被保険者の同意を証する書面ではあり、被保険者……が署名押印したとしても、右書面自体によって(BとY会社と

の間で)死亡保険金を死亡退職金又は弔慰金として支払う旨の合意があったとまでは認めることが出来ない。しかしながら、本件保険契約の趣旨・目的が前記認定の通りであり、かつ、生命保険契約に基づき支払われる保険金の全部又はその相当部分は、退職金又は弔慰金の支払いに充当することを明示して、従業員に付保の同意を求めているのであるから、……(BとY会社の間で)……保険金の全部又は相当部分を退職金または弔慰金として支払う旨の合意があったと認めるべきである。」

(ロ) 平成七年一月二七日東京地裁判決(判例タイムズ九一一号一一一頁)

判旨「……本件付保規定の書面は、本来いわゆる「他人の生命の保険契約」について商法六七四条一項本文により必要とされる被保険者の同意を証する書面であるが、右文言の内容は合理的なものであって、B……とY会社の内心の意思が、そのようなもの(筆者注)支払われる保険金の全部又はその相当部分を従業員の死亡退職金又は弔慰金に充当するというもの)であることを推測するに足りるものであること、同書面の記載事項は……記名捺印する際に十分一覽可能であったと認められることからすると、(BとY会社との間に)暗黙のうちに本件付保規定の文言に沿っ

「本件合意が成立したものと認めるのが相当である。」

(八) 平成八年四月二六日青森地裁弘前支部判決(判例時報一五七一号一三二頁)

判旨「……(商法六七四条一項本文の)立法趣旨は、同保険制度が賭博または投機の対象として濫用されたり、故意に被保険者の生命に危害を加える等の危険を誘発することを防止すること、また、他人の生命を勝手に評価して取引の対象にするとすれば、その他人の人格権の侵害になる可能性があるので、当該他人の人格を尊重することにあると解されるところ、右条項の制度趣旨は、保険契約自体の規律に止まらず、これに付随する会社内における受領後の保険金の適正な内部分配等の解釈にあたっても指針となる、かかる保険制度が濫用されないように内部関係を認定、解釈すべきことを要請するものと考えられる。ことに……Y 会社が主張するように……従業員の死後、同保険金で会社の損失を補填することを肯定することは、前記賭博保険の誘発の危険や被保険者の人格権侵害の可能性を招致するものであり、右内部関係の認定に当たっては、右の事態を回避することが要請される……。そして、これに併せて、……本件各保険契約の制度趣旨、契約締結の経緯事情、当事者の意識、被告会社の退職金支給の状況等諸般の事情を

総合考慮する時には、……B がこれに同意を与えたことは、対外的には、Y 会社と A 生命保険会社との間に(保険)契約の効力を発生させるとともに、対内的には、……死亡保険金の中から、B の遺族に対して、社会通念上相当な金額の死亡退職金及び弔慰金を支払う旨の契約を成立させるものであったと解するのが相当である。」

(二) 平成九年二月二五日山口地裁宇部支部判決(労働判例七一三号五二頁)

生命保険契約締結の際、Y 会社と A 生命保険会社との間で交わされた「生命保険付保に関する規定」の用紙には不動文字で、「法人または個人事業主は、将来従業員が死亡したことにより当該従業員に対し死亡退職金または弔慰金を支払う場合に備えて、従業員を被保険者とし、当社を保険金受取人とする生命保険契約を締結することができる。この生命保険契約に基き支払われる保険金の全部またはその相当部分は、死亡退職金または弔慰金の支払いに充当することができる。」との記載があった。

判旨「そして右のとおり推認できる事実によれば、(B と Y 会社との間で)、本件付保規定の文面と同趣旨の、保険金の全部又は相当部分を死亡退職金ないし弔慰金として支払うとの合意が成立したとみるべきである。」

(ホ) 平成九年五月一二日名古屋地裁判決(判例タイムズ九五七号二五一頁)

(一)の事例は、Y会社と共に、保険者である生命保険会社も被告になっている。

判旨「右によれば、付保規定文書は、死亡退職金又は弔慰金の支給の根拠となる雇用契約上の合意が存在することを、Y会社とBとが確認した上、これを保険者である被告F生命に告げる趣旨の文書ということができる。右の付保規定文書の趣旨に加え、……従業員は被告会社において重要な業務に恒常的に従事し、その対価として相当に高価な給与の支給を受けていたものであるから、Y会社とBとの間において、兩名間の雇用契約に関連して退職金ないし弔慰金の支給の合意がなされたものと認めるのが相当である。」

(ヘ) 平成一〇年九月一六日名古屋地裁判決(金融・商事判例一〇五一号一六頁)

判旨「団体保険契約は、……(中略)……これが企業の損失の補てんや従業員に対する求償権の賠償を目的として流用すべき制度ではないこと、……他人の生命の保険契約は、保険金目的の犯罪を誘発したり、賭博保険や人格権侵害の恐れがあるので、こうした危険を防止するため、商法

六七四条一項により被保険者の同意があることを要件とするものであって、その濫用的な運用は許されないものであること、ところが、こうした団体定期保険の制度本来の趣旨目的を逸脱し、これを濫用する事例が後を絶たないことから……(中略)……団体定期保険の申込書に、その付保の趣旨目的が企業の弔慰金制度や退職金制度等従業員の福利厚生にあることを明記させる取扱いが一般化した、……

(中略)……以上の事実が認められる。……(中略)……前段認定の諸事実(筆者注)に右の事情(筆者注)に保険料の三分の一程度はBが負担してきたこと)を併せて勘案してみると、Y会社が本件団体定期保険契約を締結した目的は、特段の事情が認められない限り、その保険金をもって、従業員に対する福利厚生ないし遺族の生活保障のため、高度障害の場合の給付金や死亡の場合の遺族に対する弔慰金の支給を目的としたものと解すべきである。そして、以上のような本件団体定期保険契約の締結の趣旨目的から、Y会社は……Bに対し、その保険金をもって、右の見舞金ないし遺族に対する弔慰金を支払う旨を約したものと解するのが相当である。」

これらの判旨を概観するならば、従業員と会社との間の、死亡保険金の使途についての合意の認定につき、(ロ)、

(ホ)、(ニ)の事例は、主に付保規定における文言の内容と
 いう一点をもって認定しているのに対し、その他の事例は、
 いわゆる「他人の生命の保険契約」の特殊性から、何らか
 の価値判断を被せている。すなわち、会社の加入した団体
 保険の制度趣旨とは従業員福利厚生のためであるから
 (イ)、(ハ)、(ヘ)の事例)とか、「賭博保険」や「人格権
 の侵害」を防止する、という商法六七四条一項の趣旨から
 して、会社が保険金を取得するのは権利濫用にあたり、許
 されるべきではない(ハ)、(ニ)の事例)、といった理由
 付けの部分である。かような価値判断の妥当性については
 後述するが、本件判決は、たまたま本件保険契約が団体生
 命保険でなかったことであろうが、ともかくも右のような
 価値判断を入れず、最終的に従業員の相続人に保険金が渡
 されるか否かは、保険契約外の諸事実から認定される、従
 業員と会社の間でなされた合意の有無に掛かっている、と
 いう商法上の解釈の原則を示し、かつ事実認定においてX
 主張のような合意が認められなかったことをもって、契約
 上の保険金受取人であるY会社の保険金取得を肯定した点
 でその意義を有するものである。

三 判旨第二点は、会社が従業員を被保険者とし、自らを
 保険金受取人として締結した保険契約は、従業員の福利厚

生の趣旨で締結されたものであるから、本件保険金の最終
 受取人(実質的な受取人)はBの相続人である、とのXの
 主張に対し、締結された保険契約としては、あくまでも受
 取人はY会社であって、保険契約締結の趣旨から、最終受
 取人をXとする、という読み替えは許されず、且つ本件保
 険契約の締結の趣旨は、判旨第一点での認定の通り、従業
 員の業務中の事故の損害賠償の支払原資確保のためであ
 って、従業員の福利厚生のためではない、としてXの主張を
 退けている。Xの主張の根拠は、本件類似の他の事例にお
 いて、原告の請求認容の根拠として、団体生命保険の制度
 趣旨が従業員の福利厚生にある、ということを挙げている
 (例えばイ)、(ハ)、(ヘ)の事例)ことにある、と推測さ
 れる(同旨、樋郁夫、本件判批、インシュアランス(生保
 版)三八二二号六頁)。

団体生命保険とは、一企業の社員を被保険者とする場合
 のように、一定の標準に適合するある範囲の不特定の多数
 人を包括的に一団として被保険者とする保険契約である
 (西島梅治・保険法〔第三版〕三三三頁)。なお、現在では、
 団体生命保険の中で実務上、主流を占めているのは、団体
 定期保険である。団体定期保険とは、団体選択が可能な団
 体所属員のうち、一定の資格を有する者を被保険者とし、

団体または被保険者団体の代表者を保険契約者とする保険期間一年の死亡保険をいう（金融年報別冊『現行通達集（平成八年版）』一三六七頁）。この団体定期保険の中には被保険者あるいは遺族が保険金受取人となるBグループ保険と会社が受取人となるAグループ保険とがあるが、本件のような法的問題が生ずるのは専ら後者である。そして、わが国の団体保険契約は行政通達によって規制されてきた。最初の通達は、昭和二六年八月七日蔵銀第三七六号「団体生命保険の運営基準」であったが、昭和四一年二月一日蔵銀第一一五号「団体定期保険の運営基準」の改正について以降の通達は団体定期保険のみを対象としている。その後、二度の大改定を経て平成八年四月一日蔵銀五一三号に至っている（家田崇・「従業員を被保険者とする『他人の生命の保険』」名大法政論集一七九号八四頁）。この行政通達によって、団体定期保険が従業員の福利厚生趣旨で運用されるよう、指導徹底されてきた。具体的には、生命保険会社が企業に団体定期保険を締結する際に「生命保険契約付保に関する規定」（付保規定）を作成し、取り交わすことであり、この付保規定の内容は、①当該保険契約が、従業員の死亡退職金、弔慰金の支払に備えて締結される、②保険金の全部又はその相当部分は死亡退職金、弔慰金の

支払に充当する、③この規定に基づき生命保険契約を締結するに際して被保険者の同意を確認する、という三項目からなっている（長谷川俊明・「団体定期生命保険判決に対する企業実務の対応策」NBL六二二号一四頁）。こうして団体定期保険制度が実務的にも整備されてきたわけであるが、それにつれて学説では保険契約の締結目的に鑑み、従業員の相続人の会社に対する保険金引渡請求権の根拠が、生命保険契約の構造そのものの中に内蔵されている、との見解も現れるに至っている（清水誠・「企業が結ぶ従業員の生命保険契約」法律時報六七巻四号七一頁）。

確かに私保険である団体定期保険が上記のような行政通達および実務上の手続きの整備によって、その政策的理念通りに従業員の福利厚生のために運用されることは望ましいことではある。しかし、保険契約それ自体を根拠として、従業員の相続人の、会社に対する保険金引渡請求権までも認容するのは、現行商法の解釈としては行き過ぎである。団体定期保険といえども、従業員の相続人の会社に対する請求権の有無は、保険契約とは法律的には別個の、従業員と会社との間で交わされた保険金の使途についての合意によって決せられるべきであり、それは主に上記付保規定の②や、その他契約締結時の諸般の事情によって認定される

べきであり、上記付保規定の①に相当する、保険契約締結の動機は、せいぜい会社と被保険者たる従業員との間の、保険金引渡の旨の合意を認定する傍証にすぎないものと見るべきである。そもそも生命保険契約とは、被保険者の生存または死亡によって一定金額を支払う、ということ約束しているに過ぎず、その保険契約の経済的目的、保険制度の趣旨などというものは、法律的には単なる契約締結の動機にすぎないはずである。保険契約の締結の動機とは、人によって様々であり、現に本件では、契約当事者の本件保険契約の締結の動機は、従業員の業務中の事故による損害賠償の支払原資の確保のため、と認定されているのである。「団体生命保険」という他人の生命の保険の場合は、たまたま付保規定によって「従業員の福利厚生のため」という動機付けがなされているだけなのであるから、そこから会社が従業員を被保険者として締結した他人の生命の保険契約は全て、従業員の福利厚生のためである、と一律に決めつけ、それを根拠として、XらのY会社に対する請求を認めるのは妥当ではない。この点で本件判旨第二点は正当である。

四 X主張の第三点では、商法六七四条一項本文の趣旨に照らすと、本件保険契約は公序良俗違反で無効であり、よ

ってY会社の本件保険金の受領は不当利得に該当する、とある。このような商法六七四条一項の立法趣旨に対する見方は、前述(ハ)、(ヘ)の判決においても見受けられる。これに対する本件判旨第三点は、「商法六七四条一項本文は、被保険者の同意とは、単に、他人の生命の保険契約の効力発生要件に過ぎず、その同意を得て契約の効力が発生し、結果、支払われた保険金の最終的な帰属についてまでは、同規定では規律していないから、同規定を根拠に本件契約が公序良俗違反であるとはいえない」と判じたのみで、X主張の後半部分に対する、不当利得の成否については直接言及していない。

この部分についてのXの主張は不明瞭であり、これを一見したところでは、なぜXらがY会社に対して、不当利得返還請求権を有するのか、その理論構成は明らかではない。一般に不当利得の成立要件とは、①「受益」②「損失」③「受益と損失との因果関係」④「法律上の原因の欠如」とされている(四宮和夫・「事務管理不当利得」(現代法律学全集)五九頁)が、特に④の要件がいかなる理由によるものか、Xの主張からは明らかでない。もともと学説では、従業員に本来帰属すべき利益を会社が法律上の原因なく取得しているから、そこに不当利得がある、とする見解(清

水、前掲七二頁）もあるが、そこでいう「法律上の原因のないこと」の根拠とは、単に本件のような保険契約の場合、従業員が保険金を取得することが当然の前提である、ということだけであり、不当利得の理論構成としては杜撰であると言わざるをえない。

またXの主張によると、その前半部分の「本件契約が無効である」こととの関連性が不明である。すなわち仮に本件保険契約が公序良俗違反で無効とすれば、AからY会社への保険金の支払いもまた無効となるので、不当利得はA—Y間で生ずることはありえても、Y—X間で生ずるとは解しがたい。あるいは、Aは非債弁済（民法七〇五条）によって、Y会社に本件保険金の返還請求をなしえないことも考えられるが、いずれにしても、そこからXが不当利得返還請求権を有するとは考え難い。結局のところ、Xの主張は論理的な整合性を顧みず、ただ単に、訴訟に勝つために有利な、都合のよい解釈を並べたものに過ぎない（橋、前掲七頁）と解さざるを得ない。

ただ本件の場合、認定されるY会社の本件契約締結の目的は、「従業員の業務中の事故によって発生した損害賠償の支払原資の確保」にあったところ、Bは病死しているため、本件保険金は損害賠償にも充てられることなく、その

結果、会社が保険金を丸取りしている、という特殊事情もあり、この点、本件判旨でも「本件保険契約締結の目的に照らすと、被告が予想外の利益を享受する結果となる面は認めない」と認めており、Bが仮に自分が業務中の事故によって死亡することは想定していたとしても、果たして病死したときにも、保険契約の内容通りに、会社が保険金を取得することを想定して同意をなしていたかが問題となってくる。かかる事情を勘案するならば、一見、Xの主張にもそれなりの理由があるようにも見える。つまるところ、この問題を解く鍵は、商法六七四条一項本文の制度趣旨、及びそれに照らして、Bの「同意」とは、（殊にBが病死した場合）本件保険金が最終的にXらに引き渡される旨の内容が当然に含まれているものとみるべきか否か、ということにあるように思われる。

商法六七四条一項本文における被保険者の「同意」の法的性質であるが、他人の生命の保険契約は、保険者・保険契約者・被保険者の三者間の契約ではないから、被保険者の同意は保険契約の成立要件ではなく、効力要件と解されている（倉沢康一郎・保険法通論、一三〇頁、大森忠夫・保険法二七〇頁、松本丞治・保険法二四四頁等）。そして、他人の生命の（死亡）保険契約に被保険者の同意を効力要

件として要求している趣旨は、①賭博保険の危険性の排除、②被保険者たるべき他人の生命に対する道徳的危険の予防、③被保険者たるべき他人の人格の尊重、とされている（三宅一夫「他人の死亡の保険契約」・大森Ⅱ三宅、生命保険契約法の諸問題三〇七頁）が、このうち、②のいわゆるモラルリスクの問題については、受取人による被保険者の自殺の場合には保険金を受けえない、とする規定（商法六八〇条一項二号）があるため、決定的理由とはいえず（大森、前掲二六八頁）、結局主たる趣旨は、①と③に絞られることになるであろう。ただ、一部裁判例（上記（ハ）の判決）や見解（山野嘉朗、判例タイムズ九三三号四三頁）が説くように、上記規定の趣旨が賭博保険の防止、被保険者の人格権の保護と言ったときに、被保険者の遺族ではなく、会社が死亡保険金を確定的に取得することが賭博保険にあたり、あるいは被保険者の人格権の侵害にあたるか否かについては、さらに同規定の沿革を辿って見る必要がある。

他人の生命の保険契約、特に死亡保険契約については、他人の生死を利用して賭博的な不勞利得をはかるといふことは十分に考えられる。したがって、他人の生命の保険契約に対して社会的な必要性があるため、これを認めざるをえないとすれば、不勞利得目的を排除するための制限が必

要である（倉沢、前掲一二九頁）。英米法系諸国の立法においては、純粹な定額保険としては自己の生命の保険契約しか認めず、他人の生命の保険契約は、被保険者の生死に實質的利害關係を有する者（例えば、親族、被保険者の債権者）のみが、その利害關係を被保険利益として締結しうるものとしている（被保険利益主義）。これに対して、ヨーロッパ大陸法系諸国の立法においては、被保険者の同意を要件として他人の生命の保険契約を認める（同意主義）。生死の対象とされている者の同意があるかぎり、通念上、不勞利得等の不当な目的がないものと推断するわけである（倉沢・前掲一二九頁）。

わが商法は、現在では同意主義を採るといわれているが、現在に至るまでに、短期間で様々な変遷をたどっている。ロエスレル商法草案七四一条では「保險ハ自己ノ生命若クハ健康ニ就キ又ハ保險ヲ受ル時ニ方テ財産上ノ利益ノ關係アル他人ノ生命若クハ健康ニ就テ之ヲ爲スコトヲ得夫婦、兄弟、姉妹、尊屬親、卑屬親ノ生命ニ係ル相互ノ利益ハ法律上ノ證據ヲ擧クルヲ要セス」とし、明らかに被保険利益主義を採っている。これを受けた明治二三年旧商法六七八条もまた被保険利益主義を採っていた。これに対し、明治三二年新商法四二八条では「保險金額ヲ受取リタル者ハ被

保險者其ノ相続人又ハ親族ナルコトヲ要ス」として、いわゆる親族主義に転じた。しかし、明治四四年の商法改正において、同条は現行法のように改められることとなった。その時の議論を見ると、起草委員の富谷銆太郎は改正の理由として、「……トコロガ實際家ノ方デハ此規定ハ不便デアルモツト廣クシテ保險金ヲ受取ルベキモノハ契約者以外誰デモ宜イト云フトコノ主義ニ改メテ貫ヒタイト云フトコノ各保險會社殆ド異ナルトコロナク同様な意見ガ提出ニナツテ居ルノデアリマス、デ本案ノ依ルトコロハ詰リ保險契約ニ依テ得ル保險金ノ受取人ノ範圍ヲ廣クスルト云フトコトニ關聯シマシタ規定デゴザイマス此法律ノ今度ノ改正案ノ主義ト致シマシタルトコロハ所謂保險ニ附セラルル人或ハ保險ノ何ト言ヒマスカ、生命保險ノ目的タル人ノ同意ガアレバ——其同意サヘアレバ保險金額ヲ受取ルベキ者ガ誰デアツテモ宜イト云フトコトニシヤウ即チ同意主義ト云フトコトヲ根本ニ執リマシテソレデ保險ノ受取人ニ於ケル制限ヲ取ツテシマウト云フトコトガ此案ノ骨髄デ其コトカラ出テ來マシタ」と述べている（明治四十三年五月二十五日、第十七回（第二次）法律取調委員会、商法中改正法律案議事速記録二（日本近代立法資料叢書二二所収）八四頁）。また、岡野敬次郎委員も、親族關係といつても、実際にはむしろ

他人よりも疎遠な親族もあるから、法律で親族の範圍を規定するのは困難であること、明治三二年新商法において親族主義を導入したのは、保險制度の運用について悪弊を排除するのが趣旨であつたものの、親族主義のもとにあつても悪弊は絶えないこと、従つてこれは立法上の問題ではなく保險事業の經營の問題であるから、立法論としては実務の要請に依つて、同意主義を採用しても差し支えない、との意見を付している（前掲、商法中改正法律案議事速記録二、八七頁以下）。また「改正商法理由」では、「現行法ニ明治三二年新商法では保險金受取人を被保險者自身、その相続人または親族としているが）然ルニ保險契約ヲ爲スノ利益ヲ此一點ニ限ルハ狭キニ失スルノミナラス保險契約ノ利益ハ親族間ニ於テモ必ず常ニ存スベキニ非ザルヲ以テ此點ヲ改正シ尚ホ生存保險契約ニ付テハ契約上ノ利益ノ有無ヲ法律ノ規定ニ限定スルノ必要ナキモノトシ本條ニ於テ死亡保險ノミニ付キ被保險者ガ同意ヲ與フル場合ニ於テハ他人ヲ受取人トスル保險契約締結ノ利益アルモノト看做シ此種ノ保險契約ノ利益ノ存否ヲ其同意ニ繋ガラシメタリ」としている（法律新聞社編纂・「改正商法理由」、三七六頁）。

右の議論から窺い知ることができるのは、以下のようなことである。すなわち親族主義や被保險利益主義を採つた

としても、賭博保険の危険性、道徳的危険、被保険者の人格権の侵害を完全に排除できるとは言いがたく、かつ親族主義では保険金受取人の範囲が狭きに失し、例えば債権者が債務者の死亡により生ずる債務不払いの損失をカバーせんがために、債務者の死亡を保険事故として締結するいわゆる債務者保険や、共同経営者若くは有能なる使用人の死亡による事業上の損失の保全のためのいわゆる組合員保険、被備者保険等、幅広い他人の生命の保険契約の有用性（三宅、前掲二九二頁）に対処できず、他方、被保険利益主義

とはといえば、同主義を採る英米においても、被保険利益に關し統一的概念を打ち立てるには難しい（三宅、前掲二六八頁、二八四頁）という問題がある。かくして親族主義に対する実務界からの要請および被保険利益主義の理論的不安定性をカバーするために、同意主義を採用するに至った、ということである。もつともこの点、右の「改正商法理由」が「被保険者が同意ヲ與フル場合ニ於テハ……保険契約締結ノ利益アルモノト看做シ」としていることから、現行法においても被保険利益主義を放棄しているとはいえないとする見解（今井薫・「わが国における企業団体生命保険に関する一考察」産大法学三〇卷三・四号二四〇頁）もあるが、右の法改正の経緯全体を見る限り、現行法の立場

は、完全に同意主義に転じたと解するべきであり、右のコメントはむしろ、生命保険にも被保険利益を要する、という古い保険理論の觀念から完全に脱しきつていなかった故のものとして解すべきであろう（同旨、三宅・前掲三一〇頁）。いずれにせよ、損害保険と生命保険とを区別して捉え、定額保険である生命保険には保険契約の本質的内容として要求されないとするわが国の通説を前提とするならば、被保険利益主義は採りえない。

「賭博保険」とは、近代以前のヨーロッパにおいて領主、貴族等の生死につき、それになんら利害關係を有しない一般人が、専ら射倖心から締結した保険契約を指す（三宅、前掲二六〇頁）。このとき、被保険者とされている領主、貴族等は当然のことながら、自身が他人の締結した保険契約において、被保険者となっている——いわば「賭け」の対象になっている——という事実を認識していない。そしてかかる場合には、勿論被保険利益もないのであろうが、被保険利益主義が放棄された現行法においては、被保険者の同意による「賭博保険の排除」とは、被保険者が自身、被保険者となっているという事実および被保険者以外の者が保険金受取人となっているという事実を認識することを意味している、と解せられる。被保険者の人格権の尊重の

問題もまた、これと同様に解せられよう。従つて、単に「自分を被保険者として保険者と保険契約者が死亡保険契約を締結することに同意する」という被保険者の形式的な同意をもって、当該保険契約が賭博保険でないこと及び被保険者の人格権を侵害していないことを絶対的に確定している、と解すべきである。被保険者の遺族が受取人でないから、その保険契約が賭博保険であり、人格権の侵害にあたる、とはいえないのである。

かように解するならば、締結された生命保険契約が何のために締結されるのか、あるいは保険事故の発生によつて支払われた保険金の使途、保険金の最終的な帰属、といった当事者間での実質的事情は、被保険者の同意——保険契約の効力要件としての——には要素として含まれない、とみるべきである。このことを裏返して言うならば、実質関係（Y会社からXに保険金を引き渡す旨の合意）が本件保険契約とはあくまでも別個の法律要件（保険金引渡契約ともいうべきか）を構成する場合に限っては別論である、ということにならう。

本件に則して言えば、Bが形式的に同意を与えた時点でBの人格権は尊重されたことになり、勿論、賭博保険でもなく、本件保険契約は公序良俗違反ではない、ということ

になる。前述の通り、本件においては、（Y会社の）本件契約締結の動機からすれば、Y会社は予想外の利益を得ているのも確かである。しかし、このことをもつてY会社が保険金を不当に利得しているとはいえない。なぜなら、もしBが、自分の相続人に保険金を取得せしめたいと欲するならば、Bは本件契約に同意を与えないか、又は受取人をBまたはBの遺族に変更するよう主張すればよいのであり、かかる同意の拒否、受取人変更の主張をせずにBが同意を与えた以上、Bの同意をもつて効力が発生した保険契約から確認される当事者の意思とは「Y会社は、Bの死因の如何に係わらず、保険金を取得する」旨のものと認める他はないからである。従つて、保険契約上の受取人であるY会社は正当に保険金を取得しているといえ、X主張のような「不当利得」の問題は生じない。また、仮にBが内心、自分が病死した場合は遺族に保険金が引き渡されることを信じて「同意」をなしたとしても、Y会社とBとの間で、Bが病死の場合は保険金をXに引き渡す旨の保険契約外の「合意」が認定されない限り、Xの請求に根拠なしとしても何ら不当ではない。

これに対しては、日本の企業社会にあつて、従業員が自由な同意を拒否できるか、合理的な判断が可能か、という

点は必ずしも肯定的な断言ができないことから、企業に不労の利得が生じないように、法的な理論構成を追求すべきである、との反論(竹濱修・別冊判例時報私法判例リマークス一九九六(下)一一九頁)もありえようが、このような問題は純粋な労使関係の問題として、労働法の観点から解決がなされるべきであって、商法の解釈の原則を崩すべきではない。以上の理由から、本件判旨第三点は正当である。

五 以上検討してきたところの本件判旨を整理すると、①他人の生命の保険契約の効力要件たる被保険者の同意とは、当該保険契約において、自分が被保険者になることを了承する旨の形式的な同意で足りる、②被保険者にかかる同意を得て効力の発生した保険契約によってその結果、保険金受取人である会社が保険金を取得することは、それ自体は公序良俗に違反しない、③被保険者たる従業員の遺族から会社への保険金引渡請求権の根拠は、前述の同意とはあくまでも法律的には別個の、会社と従業員との間でなされた合意に求めるべきである、の三点である。そして、かような解釈は、本件のような個別保険の場合にのみあてはまるというわけではなく、とかく従業員の福利厚生、遺族の補償といった価値判断ばかりがクローズアップされがちであ

った団体生命保険の場合の解釈においても、一定の指標となるものと考ええる。すなわち「団体生命保険」だから従業員の会社に対する保険金引渡請求が認められるのではなく、保険契約締結に際して差し入れられる、実務上定型化された付保規定や、死亡退職金、弔慰金規定等によって、当該保険契約の効力要件である商法六七四条一項本文所定の「同意」と共になされた、——しかし、法律的には保険契約とは別個の——保険事故の発生によって支払われた保険金が会社から従業員の遺族に対して引き渡される旨の「合意」(＝契約)が認定されるからこそ、それに基づいて従業員の遺族の会社に対する請求が認められる、と解釈すべきである。アメリカの一部の州法のように団体保険向けの立法がなされ、法律で、企業を保険金受取人に指定することを禁止している(本間・前掲三四頁)ならばともかく、わが現行商法においては、本件判旨のような解釈による他はない、と考える。

(追記) 本件判決に関する評釈としては本稿の他、楯育夫・インシュアランス(生保版)三八二号四頁以下(判旨賛成)がある。なお、本件判決以後、団体定期保険のケースにおいても、被保険者—会社間で合意された契約締結

の目的が遺族補償以外のものであったとしても、公序良俗違反とはいえないとして、原告の請求を棄却した例（平成一〇年一二月二一日神戸地裁判決・労働判例七六四号七七頁、平成一一年二月二六日東京地裁判決・労働経済判例速報一六九五号二二頁）が表われるに至っている。

堀井 智明